

令和6年12月2日

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願いいたします。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	点数
初診	1点
再診（3月に1回）	1点

※初診料を算定する場合とは

過去に当院を受診されていた場合でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

※マイナ保険証の使用有無に関わらず上記点数を算定いたします。

茨城リハビリテーション病院
院長 篠田 雄一